

第三十二号議案

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例（昭和二十四年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「一九、五五八人」を「一九、七六五人」に改め、同表二の項中「六、七三九人」を「六、七七六人」に、「三、五六三人」を「三、四六三人」に、「一二、八二三人」を「一二、七六〇人」に改め、同表五の項中「二六人」を「二七人」に改め、同表六の項中「九〇人」を「八九人」に改め、同表七の項中「八〇九人」を「八三一人」に改め、同表合計の項中「三三、五二六人」を「三三、六九二人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要がある。